



住宅及び類似設備用配線用遮断器

JIS C 8211 : 2020

(JEMA/JSA)

令和 2 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	稲 月 勝 巳	電気事業連合会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	IEC/ACTAD 議長(東芝エネルギーシステムズ株式 社)
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	渡 邊 信 公	一般社団法人電気設備学会
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：令和 2.3.23

官 報 掲 載 日：令和 2.3.23

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会(部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会(委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	3
3 用語及び定義	4
3.1 機器に関する用語	5
3.2 共通的な用語	5
3.3 構成の主要部品及び要素に関する用語	7
3.4 操作条件に関する用語	10
3.5 特性値に関する用語	10
3.6 絶縁協調の定義に関する用語	14
4 分類	16
4.1 一般事項	16
4.2 極数による分類	16
4.3 外部の影響に対する保護による分類	17
4.4 取付方式による分類	17
4.5 接続方式による分類	17
4.6 瞬時引外し電流による分類	17
4.7 ジュール積分 (I^2t) 特性による分類	18
4.7A 電気設備規定による分類	18
5 遮断器の特性	18
5.1 特性項目	18
5.2 定格値	18
5.3 標準値及び推奨値	19
6 表示及び他の製品情報	21
7 標準使用条件	23
7.1 一般事項	23
7.2 周囲温度範囲	23
7.3 標高	23
7.4 雰囲気	23
7.5 取付条件	23
7.6 汚損度	23
8 構造及び動作に対する要求事項	23
9 試験	24
附属書 1 (規定) JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形配線用遮断器	37
附属書 2 (規定) 在来電気設備規定対応形配線用遮断器	77

附属書 A (参考) 短絡力率の決定	107
附属書 B (規定) 沿面距離及び空間距離の決定	108
附属書 C (規定) 試験シーケンス及び供試品数	113
附属書 D (参考) 配線用遮断器と同一回路内に組み合わせた 別の短絡保護装置 (SCPD) との間の短絡条件下での協調	118
附属書 E (規定) 安全特別低電圧 (SELV) 用の補助回路に関する個別要求事項	125
附属書 F (参考) 端子の例	126
附属書 G (参考) 附属書 1 で用いる JIS で規定する銅導体と AWG 銅導体との対比	129
附属書 H (規定) 短絡試験での配置	130
附属書 I (規定) 受渡試験	133
附属書 J (規定) 外部銅導体接続用ねじなし端子の配線用遮断器の個別要求事項	134
附属書 K (規定) 平形接続子方式の配線用遮断器の個別要求事項	141
附属書 L (規定) 外部接続前未処理アルミニウム電線用ねじ式端子付, 及び 銅又はアルミニウム導体用アルミニウムねじ式端子付遮断器の個別要求事項	147
附属書 JA (規定) 単相 3 線式中性線欠相保護付配線用遮断器	148
附属書 JB (参考) 電灯分電盤用協約形配線用遮断器	153
附属書 JC (参考) 住宅用分電盤分岐用配線用遮断器	155
附属書 JD (規定) 定格インパルス耐電圧を表示しない装置の絶縁距離	157
附属書 JE (参考) 遮断器の極数及び短絡性能の試験回路一覧	165
参考文献	175
附属書 JF (参考) JIS と対応国際規格との対比表	176
解 説	182

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8211:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

住宅及び類似設備用配線用遮断器

Circuit-breakers for overcurrent protection for household and similar installations

序文

この規格は、2015年に第2版として発行された IEC 60898-1 を基とし、我が国で従来から広く一般に使用されている製品の構造、性能を含めて規定化するため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JF に示す。また、附属書 JA～附属書 JE は対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、周波数 50 Hz、60 Hz 又は 50 Hz/60 Hz の交流 440 V 以下（線間）又は交流 300 V 以下（対地間）、定格電流が 150 A 以下、定格短絡遮断容量が 25 kA 以下の気中で遮断する交流の配線用遮断器（以下、遮断器という。）について規定する。

この規格では、電気設備規定の要求事項の差異によって、異なる性能の二つの遮断器を、次の附属書に分けて規定する。

附属書 1：JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形配線用遮断器

附属書 2：在来電気設備規定対応形配線用遮断器

なお、附属書 1 の遮断器は在来電気設備規定の回路には用いない。また、附属書 2 の遮断器を JIS C 60364 の規格群による回路には用いない。

注記 0A 在来電気設備規定とは、電気事業法に基づく電気設備の技術基準の解釈の第 218 条及び第 219 条を除く規定をいう。

この規格は、可能な限り JIS C 8201-2-1:2011 に規定する要求事項に一致する。

この遮断器は、住宅又は類似施設の配電設備を過電流に対して保護することを目的としている。さらに、専門の知識をもたない人が使用することを前提に、また、保守をしないことを前提に設計している。

この規格の遮断器は、汚損度 2 の環境で使用することを意図している。

この規格の附属書 1 で規定する遮断器は、断路用に適している。附属書 2 で規定する遮断器は、断路用に適しているか否かを製造業者が宣言する。

定格電圧が 100 V 又は 100/200 V（表 1 参照）及び中性線を開放しないものを除く、附属書 1 で規定する遮断器は、IT システムでの使用に適している。

この規格の附属書 1 で規定する遮断器は、定格インパルス耐電圧（ U_{imp} ）の値をもっていなければならない。附属書 2 で規定する遮断器は、定格インパルス耐電圧（ U_{imp} ）の値を製造業者が宣言するか否かを